

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

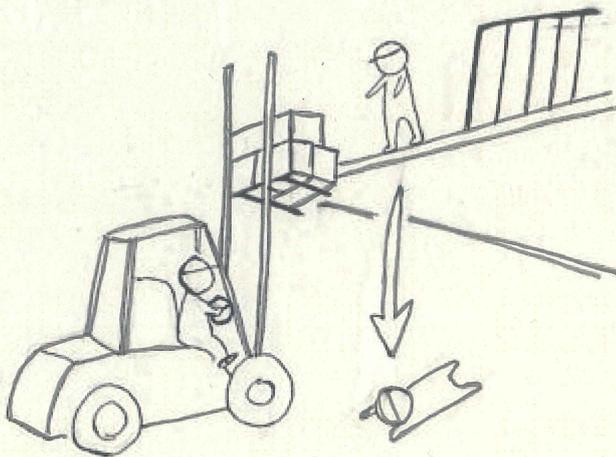
災害発生情報 No.106

2019. 2

(一社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	卸売業	経験	5年	年齢	30代	男女	男
発生月	3月	発生時刻		8時40分			
発生状況	中2階(高さ3m)の床端において、フォークリフトで持ち上げた荷をパレットから移動させようとした際に、3m下の1階床面に墜落したものの。						
負傷の程度/部位	頭部、頸椎の出血、骨折		休業見込	3か月			



～再発防止のために～

再発防止のために、①中2階床端全体に手すり、中さん等を設置するなど墜落防止対策を講じること、②荷の上げ下ろしに必要な箇所には、着脱可能な手すりを設け、墜落制止用器具の取り付け設備を設けること、③手すりを外して荷の上げ下ろしの作業を行うときは墜落制止用器具を使用させること、などの対策が求められます。

なお、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化する政令が平成31年2月1日より施行されました。墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定されていますので、確認をお願いします。

◆日々ご安全◆

平成31年も1か月が経過しました。現在、当署では、平成30年に発生した労働災害及び指導歴等を分析することにより、平成31年度安全・衛生管理特別指導事業場を選定しているところです。

この安全・衛生管理特別指導とは、労働安全衛生法第79条第1項に基づき、茨城労働局長が、特定の事業場に対し、労働災害防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときにおいて、安全又は衛生に関する改善計画を作成すべきことを指示するものであり、指示を受けた事業場においては、一定期間、労働基準監督署からの継続的な指導に基づき、指示の内容を改善させるため、適切な安全又は衛生管理に向け取組を強化するものです。

なお、安全管理特別指導は、主に労働災害が多発若しくは毎年継続的に発生している事業場を、衛生管理特別指導は、化学物質等の有害物質の取り扱いにおいて、特に改善する必要がある事業場が選定される傾向にあります。

皆様の事業場におかれましては、今後も適切に労働安全衛生管理を取組まれるよう徹底してください。

※この記事は、筑西労働基準監督署安全衛生課のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合がございます。